

第75回九都県市首脳会議の結果概要

平成 31 年 4 月 24 日
九 都 県 市 首 脳 会 議

1 報告事項

(1) 首脳会議で提案された諸問題について

ア 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について

全国組織の障害者団体に対し合理的配慮を示すマークに関するヒアリングを実施した後、文字マークによるモデル実施を行い、アンケートを集計し、結果について検証した。今後は、結果について事前にヒアリングを実施した障害者団体や協力企業等に報告するとともに、各都県市での取組の参考とし、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。

イ 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた取組について

子どもの歩行中の交通事故防止に向けて、小学校低学年及びその保護者への注意喚起を目的とした九都県市共通チラシを作成するとともに、入学時期の4月及び5月を中心に、各都県市の実情に合わせた広報・啓発活動を行うこととした。

引き続き、子どもの歩行中の交通事故防止に向けて、各都県市の取組を進めるとともに、必要に応じて情報共有を行うなど、連携を図っていく。

ウ 都市農業の振興に向けた取組について

都市農業振興に向けた支援制度の充実について、国に対して要望を行った。また、チラシや各自治体の広報紙用の共通フォーマットを作成し、各都県市の実情に応じて普及啓発を行っていくこととした。

今後は、作成したチラシ等を用いて普及啓発を進めるとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。

エ 地域防犯力向上に向けた取組について

首都圏における安全で安心な地域社会を実現するため、各都県市における地域防犯力の向上に係る取組内容、振り込め詐欺対策のために実施している独自の取組内容をまとめた事例集を作成し、情報共有・意見交換を実施した。

また、九都県市が一体となった取組の実施に当たり、「プラス防犯」を推進するための共通啓発チラシを作成した。

今後は、「プラス防犯」の推進や振り込め詐欺撲滅のため、キャンペーン期間等を定めて、九都県市一斉の啓発活動を実施していくこととした。

オ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組について

水素エネルギーへの理解促進のため、各種普及啓発事業を実施した。

また、国が策定した「水素基本戦略」等を踏まえ、水素エネルギー関連事業者と情報交換した内容も考慮し、国に対して要望を行うこととした。

今後も引き続き水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、講演会や試乗会等、効果的な普及啓発事業を実施する。

カ ヒートアイランド対策について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、引き続き、ヒートアイランド対策全般に係る取組を検討・実施していくこととした。

キ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の対策について

大気環境改善を一層推し進めるため、これまでの自動車排出ガス対策に加え、光化学オキシダント及びPM_{2.5}の対策を環境問題対策委員会の所掌事項に追加した。今後は、大気中で二次生成され、都県域を越えて移流する光化学オキシダント及びPM_{2.5}の特性を踏まえて、九都県市で実効性のある広域的取組を進めていく。

ク 大規模地震における有効な家具類転倒防止対策について

大規模地震における有効な家具類転倒防止対策について検討を進めるため、各都県市の現状等を整理し、課題等について意見交換を行うとともに、全国の自治体の実施状況等について調査を実施した。

各都県市の現状、課題、対策の実施状況及び全国の自治体への調査結果等を踏まえ、国や関係団体と意見交換を行いながら、引き続き、有効な家具類転倒防止対策について検討を進める。

ケ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

風しん撲滅に向けて、先天性風しん症候群の周知や「風しんの追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する感染拡大防止の取組等を速やかに進めていく。

コ 受動喫煙防止対策の推進について

「禁煙」等の標識や標識に多言語を表記する場合の扱いの共通化について最大限尊重することで合意し、標識に関する取組を各都県市で準備の整った自治体から順次実施することとした。

引き続き、禁煙等の標識について九都県市で連携した取組を進めていく。

サ 首都圏における木材利用促進に向けた取組について

首都圏における木材利用促進に向けて、各都県市におけるこれまでの木材利用促進の取組について情報共有するとともに、今後の検討の方向性について意見交換を実施した。

引き続き、首都圏における木材利用促進に向けて、木材利用施設、普及啓発、自治体間連携などの事例を調査研究しながら、消費地としての木材利用の促進策について検討を進める。

シ 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組について

各都県市が進める取組や知見に係る情報を共有するとともに、九都県市で連携して、消費者等に対し啓発活動を行うこととした。

引き続き、取組内容の検討を進め、消費者等の意識や行動の変化を促すため、九都県市で連携した啓発活動を実施していく。

ス 「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」における今後のあり方について

「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」を当面の間は継続し、今後も引き続き、3年ごとに、表彰の効果について総括し、継続の有無を含め、次年以降のあり方を検討することとした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

ア 地方分権改革の実現に向けた要求について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 意見交換に係る合意事項

(1) 児童虐待の防止に向けた共同宣言

児童虐待を絶対に許さず、次代を担う子ども一人ひとりが、笑顔で安心して暮らせる社会の実現に向けて、児童相談所、市区町村、学校、警察、地域などが連携を強化し、未来のある子どもの大切な命が二度と失われることがないよう、児童虐待防止に全力で取り組んでいく強い決意を九都県市で共有するとともに、その姿勢を社会全体に発信していくため、**別紙2**のとおり、共同宣言を行った。

（２）児童相談所等の体制強化について

虐待相談対応件数の多い都市部においては、児童相談所及び市区町村の職員の確保が非常に困難になっており、法改正の趣旨に沿った児童虐待防止対策を進めるにあたっては、国の責任において、人材確保・育成を図る必要がある。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙３**のとおり、国に対して要請を行うこととした。

（３）特別養護老人ホームの持続可能な運営と整備の促進について

超高齢社会において、在宅での生活が困難な高齢者を支える特別養護老人ホームの安定的な運営と整備の促進は、これまで以上に重要となることから、施設の運営実態を踏まえた介護報酬の設定や大規模修繕などに対する支援策について、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙４**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

（４）ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組について

ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組は、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレス問題の解決を目指す上で広域的に対応を図るべき課題であり、また、全国の約半数のホームレスが起居する首都圏において推進することが、我が国全体の生活困窮者支援の観点からも必要であることなどから、実態把握のための調査の実施を国に対して要望することを含め、首都圏連合協議会において検討することとした。

（５）ＡＩ等新技术を活用した行政のスマート化の推進について

厳しい財政状況や少ない職員数での行政運営が求められる中、自治体が本来担うべき機能が発揮できるよう、スマート自治体への転換を図り、職員の事務作業の負担を軽減していくことが必要である。

そこで、ＡＩ等の新技术を活用した行政のスマート化の推進について、首都圏連合協議会において検討することとした。

（６）地域共生社会の実現に向けた障害者の自立生活の支援拡充について

障害者総合支援法の改正によって創設された「自立生活援助」について、障害者の理解力や生活力等を十分に補うためには、より手厚く継続的な支援が必要であることから、基本報酬・加算の引上げや利用期間が見直しされるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙５**のとおり、国に対して提言を行うこととした。

(7) 麻しん（はしか）対策の推進について

ここ数年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染拡大事例が発生している。今後、訪日外国人や外国人労働者、出国日本人のさらなる増加が見込まれることから、感染の中心となっている世代への予防接種をはじめとする実効性のある対策について、九都県市の意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に要望を行うこととした。

(8) 発達障害児に関わる医師の確保及び環境整備について

発達障害の早期診断、早期治療及び適切な早期発達支援の実現に向けて、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

4 その他

(1) ラグビーワールドカップ2019™の気運醸成について

東京都から、2019 年 9 月から開催される「ラグビーワールドカップ 2019™」に向けて、九都県市としても連携して大会開催に向けた盛り上げを図るため、ラグビーボールへのサイン協力及びサインボールの積極的な活用について依頼があった。

5 次回は、平成 31 年秋、東京都において開催する。

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

(1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供では平成31年度に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。
- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確

実に財源措置等を講じること。

- ・ 中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるために、今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

平成30年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた319件の提案のうち約4割が各検討区分に整理する時点で対象外等とされており、特に、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されたものが、前年に比べ倍増している。また、関係府省と調整を行った提案の約9割を実現・対応しているが、その中には、提案どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされた提案も含まれている。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

さらに、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。

今後、第9次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、国は、「提案募集方式」があることを理由に、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

今般の幼児教育・高等教育の無償化の実施に当たっては、地方が重要な役割を担う政策であるにもかかわらず、国から平成31年度予算編成の終盤まで、地方の費用負担の在り方等が示されなかった。国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに通知すること。

また、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。

さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。そのため、まずは、法定化された消費税率の引上げを確実に実施すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入される軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

あわせて、消費税率10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものと

すること等の「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策について、高等教育の無償化等の具体的な内容を早期に示すとともに、地方行財政に係るものについては、引き続き地方と十分に協議し、地方に新たな負担をさせることのないよう必要となる財源を国の責任において確実に確保すること。

なお、2020年度以降の幼児教育及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、消費税率引上げによる増収分により一部の財源を確保した上で、2020年度までに、「引き続き、政府全体として安定的な財源を確保」とされており、国の責任において財源を確実に確保すること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

自動車関係諸税については、平成31年度与党税制改正大綱において、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

自動車関係諸税の課税のあり方を見直す場合には、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や今後において道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう財源を確実に確保すること。

オ 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として創設された特例措置については、対象範囲の拡大を行わず、期限の到来をもって確実に終了させること。あわせて、この特例措置が臨時、異例の措置であることを踏まえ、類似の特例措置の創設等は行わないこと。

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、平成36年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、地方自治体が実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたることから、これらの対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

平成31年度与党税制改正大綱において、「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」とされた。しかし、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

平成31年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置を廃止するとともに、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化を行うこととされている。さらに、平成31年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税を創設することとされた。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

地方においては、不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要があることから、地方における行財政需要の増加を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡

を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、5度目の延長期限である平成28年度で廃止されることなく、平成31年度まで延長された。

平成31年度は地方税等が増収となる中で、折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が大幅に抑制されたが、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は極めて不適切であり、持続可能な地方財政制度という観点からも、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、直ちに廃止すること。

仮に、制度の再延長がなされる場合は、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

Ⅳ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げることとしており、更なる地方税の国税化を行おうとしている。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

児童虐待の防止に向けた共同宣言

本年1月、千葉県野田市において、小学4年生の女児が両親からの虐待により亡くなるという、大変痛ましい事件が発生しました。この事件は、児童相談所をはじめとする行政機関が関わりを持っていながら防ぐことができなかったものであり、児童虐待が全国的にも増加を続け、複雑化・深刻化の度合いを増す中、九都県市としても、この事件の発生を重く受け止める必要があります。

九都県市首脳会議は、児童虐待を絶対に許さず、次代を担う子ども一人ひとりが、笑顔で安心して暮らせる社会の実現に向けて、児童相談所、市区町村、学校、警察、地域などが連携を強化し、未来のある子どもの大切な命が二度と失われることがないように、九都県市一丸となって、児童虐待防止に全力で取り組んでいくことを宣言します。

平成31年4月24日

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

児童相談所等の体制強化について

児童虐待については、児童相談所及び市区町村における児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況であり、依然として深刻な社会問題となっている。

このような中、九都県市首脳会議では平成31年4月24日に、「児童虐待の防止に向けた共同宣言」を採択し、児童相談所、市区町村、学校、警察、地域などが連携を強化し、未来のある子どもの大切な命が二度と失われることがないよう、九都県市一丸となって、児童虐待防止に全力で取り組んでいくことを宣言した。

国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童相談所及び市町村の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会での成立を目指している。

児童相談所を設置している自治体においては、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数の多い都市部においては、児童相談所及び市区町村の職員の確保が非常に困難になっており、法改正の趣旨に沿った児童虐待防止対策を進めるにあたっては、国の責任において、人材確保・育成を図る必要がある。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師及び市区町村の子ども家庭福祉に関わる専門職員等の配置について、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、国の責任において、十分な確保・育成対策及び財政措置を講じること

年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座 長 東 京 都 知 事

小 池 百 合 子

埼 玉 県 知 事

上 田 清 司

千 葉 県 知 事

森 田 健 作

神 奈 川 県 知 事

黒 岩 祐 治

横 浜 市 長

林 文 子

川 崎 市 長

福 田 紀 彦

千 葉 市 長

熊 谷 俊 人

さいたま市長

清 水 勇 人

相 模 原 市 長

本 村 賢 太 郎

特別養護老人ホームの持続可能な運営と整備の促進について

超高齢社会において、安心して質の高い介護サービスを利用できる環境を整えていく必要があり、国においても、2020年代初頭までに「介護離職ゼロ」の達成を目指している中で、在宅での生活が困難な高齢者を支える特別養護老人ホームの安定的な運営と整備の促進が重要である。

しかしながら、特別養護老人ホームの整備や運営を行う上で、九都県市では、人件費や物件費が全国に比べて高いなど、都市部特有の課題がみられる。

国においては、介護施設等の整備促進のため、地域医療介護総合確保基金の積み増しのほか、未利用国有地を活用した定期借地権に係る減額貸付等が行われているところではあるが、広域型特別養護老人ホームの整備に係る補助金は、平成18年の三位一体の改革により廃止となっている。

また、特別養護老人ホームの介護報酬については、人件費や物件費の高い都市部特有の実情が十分に反映されていない。加えて、地域密着型施設の単価は導入されているものの、通所介護等と異なり、定員規模別による仕組みとなっておらず、介護事業経営実態調査では、特に定員80人以下の施設における収支差率は低い状況である。

施設の運営や整備に向けた適切な対策を講じていかなければ、人材の確保を始め、質の高いサービスを安定的に提供する運営や、介護保険法の施行以前に開設した施設の老朽化による大規模修繕等に支障を来す恐れがある。また、広域型特別養護老人ホームは、現在の国の支援制度では十分に整備が進まないことから、地域ご

との必要量を確保できるよう支援策を拡充する必要がある。

そこで、特別養護老人ホームの持続可能な運営と整備の促進に向けた対策を講じるよう、次の事項について要望する。

- 1 特別養護老人ホームの介護報酬について、都市部特有の実情や定員規模など施設の運営実態を踏まえた報酬に設定すること
- 2 地域医療介護総合確保基金事業において、特別養護老人ホームの大規模修繕を補助対象とするほか、広域型特別養護老人ホームの整備促進に向けた支援策の充実を図ること

年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

地域共生社会の実現に向けた 障害者の自立生活の支援拡充について

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向け、生活上の困難を抱える障害者等が、自立した生活を送るためには、地域住民による支え合いはもとより、公的支援と連動した切れ目のない支援が重要である。

平成 28 年 5 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正において、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、新たな障害福祉サービスが創設された。

これを踏まえ、平成 30 年 4 月から、一人暮らしの障害者の理解力や生活力等を補う支援を行う「自立生活援助」が開始され、「障害福祉サービス等報酬改定」によりサービスの報酬額や基準が設定されたところである。

障害者手帳所持者は、全国の 4 分の 1 に当たる約 160 万人を九都県市で占め、手帳を取得していない障害者も相当数いる。多くの障害者が暮らす首都圏の地方自治体としては、より積極的に障害者の自立生活を支援していく必要がある。一方、九都県市において、「自立生活援助」を実施している事業所は、平成 31 年 1 月末時点で約 70 か所という状況である。

「自立生活援助」を実施する事業所では、障害者支援施設等から一人暮らしに移行した知的障害者や精神障害者等に対し、支援員が月 2 回以上、居宅訪問し、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行っている。しかし、障害者の理解力や生活力等を十分に補うためには、職場や通所先への訪問、通院同行等を通じた助言など手厚い支援も必要であり、現行の制度では、適切な人員配置を行うための報酬設定となっていない。

また、利用期間は原則 1 年となっているが、一人暮らしを定着させるためには、利用者の個々の状況に応じた継続的な支援が必要であり、原則 1 年という利用期間は十分な設定とはいえない。

これらの状況を踏まえて、首都圏における障害者の自立生活の支援を拡充するため、以下のとおり提言する。

- 1 障害者への情報提供や助言等の機会を十分に確保するため、適切な人員配置が可能となるよう、地域の実情も踏まえて基本報酬・加算を引き上げること。
- 2 障害者の地域での一人暮らしを定着させるために、利用者の個々の状況に応じた支援を行うことができるよう、利用期間を見直すこと。

年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座 長	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	林 文 子
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

麻しん（はしか）対策の推進について

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年12月28日付け厚生労働省告示第442号）では、世界保健機関（WHO）による麻しんの排除の認定を受け、排除の状態を維持することを目標としており、指針に基づく取組みの結果、平成27年にWHOから排除状態にあることが認定され、これまでその状態が維持されているが、ここ数年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が発生している。

ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催及び入国管理法の改正等により、訪日外国人旅行者や外国人労働者がさらに増加することが見込まれ、出国日本人もさらに増加傾向にある中、今後も国内で感染事例が発生することが懸念される。

麻しんの対策として最も有効なのは発生予防であり、国では、定期接種の一層の充実を進めているが、昨年麻しん患者は280人以上発生しており、その2／3以上が20歳代から40歳代であった。この年代の方は、接種歴が1回の方が多く、対策が必要である。

こうしたことから、麻しんの排除状態を継続していくためにも、次のとおり実効性のある措置を速やかに講じられるよう要望する。

- 1 感染の中心となっている年代の方が、確実に、かつ速やかに接種を受けられるよう、この年代の方への予防接種を定期接種化することを含め、実効性のある麻しん対策を講じること。

さらに、海外からの輸入症例を契機とする麻しんの感染拡大を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対して予防接種の実施を促す、より強い注意喚起を行うこと。

また、対策の実施に当たっては、国が責任をもって財源を確保すること。

- 2 定期接種を含む対策の実施に必要なワクチンについて、国の主導により、安定的な供給体制と、地域毎の在庫の偏在が生じないような流通体制を整備し、滞りなく予防接種が実施できるようにすること。

年 月 日

厚生労働大臣

根本 匠 様

九都県市首脳会議

座 長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林 文子
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

発達障害児に関わる医師の確保及び環境整備について

「発達障害者支援法」（平成 17 年 4 月 1 日施行。以下「法」という。）の施行以来、発達障害に対する社会的認知の広がりにより、支援を必要とする発達障害児は増加傾向にある。

発達障害の早期診断、早期治療及び適切な早期発達支援は、発達障害児が抱える生きづらさや保護者の不安を軽減するとともに、周囲からの理解を得て、社会に適応していくためには大変重要である。

法においても、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であり、早期発見・早期の発達支援のために必要な措置を講じることは、国及び地方公共団体の責務とされている。さらに早期支援の実現は、子育てが思うようにいかないことから引き起こされる虐待の防止やその後の二次障害の予防にも効果が期待できる。

しかしながら、発達障害の専門的な診療ができる医師や医療機関は不足しており、全国的に発達障害の診断にかかる初診待機が長期化している状況にある。

こうした現状を踏まえ、国では、専門的な医療機関と連携を図りながら地域の医師が発達障害の診療・支援を行える体制の構築に向けて「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」や「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を補助事業として実施しているものの、連携先となる地域の医療機関を確保するには未だ困難な状況にあり、その実効性については十分とは言い難い。

ついては、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、次の事項について要望する。

- 1 専門的な診療ができる医師が安定的に確保されるよう、専門的に発達障害の診療及び発達支援を行うことができると認める医療機関においては、「小児特定疾患カウンセリング料」の年数制限を廃止するとともに、療養上必要な場合に限り家族に対するカウンセリングも算定を可能とする等専門性を評価した診療報酬の見直しを行うこと。
- 2 地域の医療機関との連携を推進するため、専門的な医療機関と連携し発達障害児の診療・支援を行う地域の医療機関（かかりつけ医含む）に対して診療報酬上の評価を新設すること。

- 3 傷病時においても発達障害児が地域の医療機関で受診機会が確保されるよう、歯科では診療が著しく困難な場合に算定される「診療特別対応加算」を医科にも新設すること。

年 月 日

厚生労働大臣 根 本 匠 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小 池	百合子
	埼玉県知事	上 田	清 司
	千葉県知事	森 田	健 作
	神奈川県知事	黒 岩	祐 治
	横浜市長	林	文 子
	川崎市長	福 田	紀 彦
	千葉市長	熊 谷	俊 人
	さいたま市長	清 水	勇 人
	相模原市長	本 村	賢太郎